

納めきれない  
消費税、国保、  
社会保険料

# 差し押さえ前に 相談を

一人でも  
民商へ

早めの  
猶予申請で  
分割納付を

税金や社会保険料の納付を猶予、分割するため「納税緩和」制度が活用できます。申請・協議により認められれば、実情に応じた払える金額で分割納付ができて、延滞金の軽減などが行われます。納付の督促を受けたらすぐ、民商に相談してください。



国会質疑で  
大臣が言明

「実情に応じ丁寧に対応する」  
「倒産は避け経営基盤を守る」

「『一括納付か、差し押さえか』と迫られた」「突然、差押通知が届いた」一民商の全国組織＝全国商工団体連合会(全商連)には、税金や国保、社会保険料の納付をめぐる相談が、メールや電話で連日、寄せられています。「公租公課倒産」「社保倒産」を引き起こす異常事態を国会で追及され、政府は「実情に応じて丁寧に対応する」と約束しています。(右記QRコード)



全国商工団体連合会

〒171-8575 東京都豊島区目白2-36-13

TEL 03-3987-4391

FAX 03-3988-0820

<https://www.zenshoren.or.jp/>

